

巻頭言

石狩海岸の風力発電事業は、その貴重な自然を破壊するだけでなく、 北海道の自然環境保全行政の基本を無視する二重の暴挙である

●
佐藤 謙

いま、石狩海岸の貴重な自然を破壊する大規模な風力発電事業計画が進められている。当協会は、この問題に関して、昨年10月と11月の二度にわたって北海道知事に対する質問・意見書を提出したが、1月中旬の北海道による回答は知事本人ではなく環境生活部環境局長名であり、しかも北海道の自然環境保全行政の基本とされてきた北海道自然環境保全指針を完全に無視したものであった。そのため、北海道の回答は、北海道の自然環境保全の全体に波及する悪影響は計り知れない、大きな問題となる。

石狩市の厚田または石狩川河口付近から小樽市銭函に至る石狩海岸は、北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」に選定されている。その根拠（すぐれた自然要素）として、海岸砂丘のカシワ林、海岸草原、エゾアカヤマアリのスーパーコロニー、砂丘群に介在する湿地のキタホウネンエビなどが挙げられている。それらについて資質水準、保護水準ならびに利用水準が評価され、特に利用水準は「原則として徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞などの利用を図る」ランク2に決められている。このような海岸砂丘は15基の巨大な風車のために破壊されてしまうのである。

北海道の回答と説明は、「自然環境保全指針は単なる道しるべで法的拘束力がないから石狩海岸の風力発電事業を止めることができない」旨を繰り返している。しかも、同指針に「道民、事業者、行政機関等がみずから配慮する道しるべ」と明記されているが、北海道が事業者に指導した内容は「北海道が事業者のみずからの配慮を求めた」「法的に決められていないのに事業者が環境アセスメントを行った」などと説明されており、「道民の代表かつ行政機関の長である北海道知事がみずから配慮した」形跡は一切認められない。このように同指針を無視した姿勢は、まことに無責任である。また、低周波音の健康被害が問題視されているため、「影響がないが影響が生じた場合は責任をとる」との知事による明解な回答を求めたが、国と事業者が挙げられても北海道としては何もしない回答があり、まことに無責任であった。

海岸法で規定している国の海岸保全基本方針では、災害からの防護、自然環境の保全、レクリエーション利用を含む海岸保全の基本が示されている。また、同法によって策定された北海道海岸保全基本計画では、石狩海岸の自然環境は北海道自然環境保全指針に基づいて大切に保全し賢明な利用を図る計画が明記されている。事業者が許可を求める海岸の占用については、海岸法第七条において海岸の防護に支障がない限り許可するとされ、同八条では、防護・環境・利用を含む保全に著しい影響を及ぼす行為は許可されないと明記されている。北海道建設部の説明は、最初の会談で同基本計画を占用許可の判断に使うと述べ、次の会談では「計画は道しるべであって法的拘束力がない。判断材料の一つとはする」と前言を翻し、海岸砂丘に風力発電施設を認める占用許可は上記七条によると回答した。しかし、北海道は、占用許可の運用基準を定める義務があるにもかかわらず、それを定めていない行政手続法違反があるので、占用許可の実務は本来できないはずである。

昨年7月に策定された北海道生物多様性保全基本計画において、北海道自然環境保全指針の策定後、それに基づいて多くの方針、計画、条例などが順次、策定・制定されてきた北海道における自然環境保全政策の歴史が明記されている。北海道自然環境保全指針は北海道の自然環境保全行政においてパイプルのように肯定的に応用されてきた歴史がある。今回の回答はその良き流れすべてを否定するものである。

北海道知事は、別途、生物多様性保全のために法的拘束力のある法令を制定すると明言しているが、過去の良き流れを無視して現実の問題を解決しようとしないので、その言質は欺瞞でしかない。北海道知事には、北海道の自然環境保全の基本である自然環境保全指針を重視し、北海道海岸保全基本計画を守る義務がある。逆に、これら指針や基本計画における全体の目的に反して一つの事業を認めることは、知事の裁量権の濫用が強く疑われることになる。知事の裁量権は、北海道の将来に大きな禍根を残さないよう、指針や基本計画の全体的目的に合致するよう発揮されるべきである。